令和4年3月31日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則(令和4年八尾市教育委員会規則第1号)第6条第1項第10号及び第9条並びに八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する実施要綱(令和4年3月31日制定。以下「通学区域等要綱」という。)第17条の規定に基づき、八尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する小規模特認校(以下「特認校」という。)において、その教育環境の中で子どもを学ばせたい、又は学びたいという保護者及び児童生徒に対し、通学区域外からの入学又は転学を認めることにより、豊かな人間性を培うとともに、学校の活性化などを踏まえた特認校の教育目標の実現に資するため、特認校の指定及び入学等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特認校の指定)

第2条 特認校は、八尾市立桂小学校、北山本小学校、桂中学校及び高安小中 学校とする。

(就学条件)

- 第3条 特認校に係る学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」 という。)第8条の申立て(以下「申請」という。)を行おうとする保護者 は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 八尾市内に住所を有し、市内の小学校又は義務教育学校前期課程に翌年 度の就学を予定する者又は就学中の第6学年の児童の保護者であること。
 - (2) 当該校の教育活動などを理解・賛同し、協力すること。
 - (3) 保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させること。
 - (4) 転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、原則として卒業までの 間、通学すること。
 - (5) その他教育委員会及び当該校の指示に従うこと。

(就学時期)

- 第4条 特認校への就学時期は、原則毎年4月1日とする。
- 2 前条第1号及び前項の規定にかかわらず、年度の中途に本市域外から転入 する児童生徒の保護者については、就学を希望する特認校の該当学年の児童 生徒数及び学級数を勘案し、申請を受け付けるものとする。

(就学定員)

第5条 特認校の就学定員については、通学区域等要綱第9条の規定を準用する。

(就学の申請)

第6条 特認校に係る規則第6条第2項の申請書は、小規模特認校入学・転学申請書(様式第1号)とする。

(就学の許可)

- 第7条 教育委員会は、申請があったときは、第3条に規定する就学条件に基づき、相当と認めるときは、規則第6条第3項の規定による許可(以下「許可」という。)をするものとする。
- 2 許可をする場合において、第5条に規定する就学定員を超える申請がある ときについては、通学区域等要綱第12条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 特認校に係る政令第8条の規定による保護者への通知は、小規模特認校入学・転学許可通知書(様式第2号)により行うものとする。
- 4 特認校に係る規則第6条第4項の規定による保護者への通知は、小規模特 認校入学・転学却下通知書(様式第3号)により行うものとする。

(就学の許可の取消し)

第8条 特認校に係る規則第8条第1項の規定による許可の取消しは、小規模 特認校入学・転学許可取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

(卒業後の進路)

第9条 この要綱により就学指定校の変更を認められた者が卒業した後に入学 する中学校は、特認校の通学区域の中学校を原則とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、特認校の指定及び入学等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、令和5年度以降に特認校に就学しようとする就学予定者について適用する。

(準備行為)

3 特認校に係る政令第8条の申立てその他の行為は、この要綱の施行の日前 においても行うことができる。

小規模特認校入学・転学申請書

(あて先) 八尾市教育委員会			
	現 住 所		
	保護者の名前		(続
柄)			
	電話番号	()

小規模特認校への入学又は転学を希望しますので、八尾市立学校小規模特認校制 度実施要綱第3条に規定する就学条件を承諾の上、次のとおり申請します。

ふりがな 児童生徒の名前		性別	生年	新学年				
			年	月	日生	第	学	
就学指定校			就学希望校					
八尾市立		学校	八尾市立			<u>;</u> ;	草校	
(1) 八尾市内に住所を有し、市内の小学校又は義務教育学校前期課程に翌年度の就学を予定する者又は就学中の第6学年の児童の保護者であること。 (2) 当該校の教育活動などを理解・賛同し、協力すること。 (3) 保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させること。 (4) 転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、原則として卒業までの間、通学すること。 (5) その他教育委員会及び当該校の指示に従うこと。								

様

八尾市教育委員会 印

小規模特認校入学·転学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への入学又は転学について、次のとおり許可しますので、学校教育法施行令第8条の規定により、通知します。

児童生徒の名前	性 別	生日	年 月	年	月	日生
保護者の名			児童	生徒		
前			との	続 柄		
入学・転学						
を許可する		774 TT	→r	~	<i>h-h-</i>	**
小規模特認		学校	新	学 年	第	学年
校						
	(1)八尾市内に住所を有し	、市区	内の小草	学校又は	義務教	育学校
	前期課程に翌年度の就	学を予	予定する	る者又は	就学中	の第6
	学年の児童の保護者で	あるこ	こと。			
	(2)当該校の教育活動など	を理解	裈•賛[司し、協	力する	こと。
就学条件	(3)保護者の責任と負担に	おいて	て、児童	童生徒を	通学さ	せるこ
	ے ے					
	(4)転出その他やむを得な	い事作	青がある	る場合を	除き、	原則と
	して卒業までの間、通	学する	っこと。			
	(5) その他教育委員会及び	当該村	交の指え	示に従う	こと。	

様

八尾市教育委員会 印

小規模特認校入学 • 転学却下通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への入学又は転学について、次の理由により却下しますので、八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則第6条第4項の規定により、通知します。

児童生徒の名前	性 別	生 年	月	年	月	日生
却下の理由						

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った翌日から起算して3月以内に八尾市教育委員会に対し審査請求をすることができます。

また、この決定に不服がある場合は、八尾市を被告として(訴訟において八尾市を代表する者は八尾市教育委員会となります。)、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができま せん。

ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をしたときには、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る決定の送達を受けた翌日から起算して6月以内であれば提起することができます。

様

八尾市教育委員会 印

小規模特認校入学·転学許可取消通知書

年 月 日付けで許可した小規模特認校への入学・転学は、次の理由により取消したので、八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則第8条第1項の規定により、通知します。

児童生徒の名前	性 別	生 年	月	年	月	日生
取消しの理由						

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った翌日から起算して3月以内に八尾市教育委員会に対し審査請求をすることができます。

また、この決定に不服がある場合は、八尾市を被告として(訴訟において八尾市を代表する者は八尾市教育委員会となります。)、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができま せん。

ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をしたときには、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る決定の送達を受けた翌日から起算して6月以内であれば提起することができます。